

令和4年度5月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和4年5月13日(金)
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名
 事務局 2名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和4年度第2回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員 選任	議事録署名委員は、3番 中曾委員・4番 畑委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第2号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第2号の1～6番の朗読 報告第2号の1～5番は、同じ賃貸人です。
加川議長	皆様の方から報告第2号の1～6番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第2号の1～6番、報告させていただきます。
	【報告第3号 水田の畑地変換届の報告について】
加川議長	報告第3号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第3号の1～2番の朗読
加川議長	この件について、篠田委員、何か聞いておられますか。
篠田委員	特に聞いてはいません。
加川議長	皆様の方から報告第3号の1～2番について、何かご質問・ご意見はありますか。
野坂委員	「水田として使用する予定は無いため」となっていますが、畑をするということですか。
事務局長	1件目ですか？
野坂委員	予定が無いためとしか、書いてありませんが。
事務局長	今のところ、どの予定も書いてないのですが、農家ではないので耕作されないと思います。
野坂委員	また農地パトロールの時に、確認しないといけないケースですね。
事務局長	意向を確認しておきます。荒らさないようにはしていただきたいと思いますが、農振農用地区域の中でもありませんので、面積も大きくはありませんが、近所とのお付き合いもあると思います。その辺はお伝えしておきます。
篠田委員	農地としてはかなり小さいところで、私が見たところ、現状、草刈りはしてありました。
事務局長	畑作をされるということではないと思います。
篠田委員	今後農地パトロールの時に見て回ることになります。
事務局長	管理はされると思います。
加川議長	皆様の方から他に何かご質問・ご意見はありますか。

加川議長	ないようですので、報告第3号の1～2番、報告させていただきます。
	【報告第4号 農地の転用に関する届出書について】
加川議長	報告第4号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第4号の朗読
加川議長	皆様の方から報告第4号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第4号、報告させていただきます。
	【報告第5号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
加川議長	報告第5号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第5号の朗読 貸渡人の方が最近お亡くなりになりました。申請者の会社の方に問い合わせたところ、この内容についての変更はないとのことでしたので、そのまま記載をさせていただきます。
加川議長	皆様の方から報告第5号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第5号、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第6号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。第1番～9番
事務局長	議案第6号1番～9番 議案第6号は9件ありまして、1番～8番につきましては、丸山地区から申請が出されたもので、立証者が亀山委員ということで事由が同様のものですので、一括して説明させていただきます。 議案第6号1番～8番の朗読 議案第6号9番の朗読、立証者は中曽委員です。
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1～8番の案件につきまして亀山委員説明をよろしくお願いたします。
亀山委員	議案第6号1～8番につきまして、4月26日に、小西委員、内田委員と事務局と私と4名で現地確認をしました。 現状はクヌギを植える計画で、写真のように木が生えていません。木はすでにきれいに伐採してありますので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	小西委員、何か補足説明ありますでしょうか。
小西委員	さきほど事務局並びに亀山委員から説明のあったとおりですので、私の地元でもあります。この土地は、場所としてはご存知のように久米桜酒造さんの前辺りになるところで、減反政策が始まってから、それまでも開墾して畑を作っておられましたが、だんだん虫食い状態になってきて、現在はその辺一帯が山林の状態になっています。そのところをなんとかしようということで、森林組合が話をし、クヌギを皆さんで植えよう

	かということで合意していただいて、そのような段取りをしているところですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	内田委員、何か補足説明ありますでしょうか。
内田委員	亀山委員の言われるとおりですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第6号の1～8番は承認されました。
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、9番の案件につきまして中曾委員説明をよろしく願いいたします。
中曾委員	議案第6号9番につきまして、4月25日に、妹尾委員、宅野委員と事務局2名と私とで現地確認をいたしました。 このところは、こしき団地のすぐそばで、谷になっていまして、旧来からこしき団地ができた頃から荒れていて山林というか原野になっていまして、周りの土地につきましても少し農地がありますが、一段高い所にありますので影響はないと考えていますし、農地に回復するのは困難だと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	妹尾委員、何か補足説明ありますでしょうか。
妹尾委員	さきほど中曾委員から説明があったとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	宅野委員、何か補足説明ありますでしょうか。
宅野委員	さきほど中曾委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第6号の9番は承認されました。
加川議長	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしく願いいたします。
事務局長	議案第7号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、7号の案件につきまして安酸委員説明をよろしく願いいたします。
安酸委員	議案第7号につきまして、4月26日に、中村委員と事務局と申請者の方と私とで現地確認をしました。 もともとここは譲受人の方が譲渡人の方の農地をお借りして耕作されていまして。この度購入されて耕作されるということですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	中村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
中村委員	さきほどの安酸委員の説明のとおりで、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよ

	ろしくお願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第7号は承認されました。
加川議長	議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしく申し上げます。
事務局長	議案第8号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、8号の案件につきまして畑委員説明をよろしくお願いいたします。
畑委員	議案第8号につきまして、4月27日に、池口委員と事務局と私とで現地確認をしました。 地図を見てもらえばわかると思いますが、1176と番号が打ってある所が、分筆で74、残りの面積はわかりませんが、1776の2というのが分筆した分の74です。 事務局から説明がありましたように、墓地ということで、航空写真の上の方の山になった白くなっている所がありますが、あそこに墓があるのを家のすぐ横の方に持っておりたいということです。 近隣の方の合意も得ているということで、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	池口委員、何か補足説明ありますでしょうか。
池口委員	畑委員の言われるとおりに現地を確認いたしましたが、別段問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
野坂委員	墓にするには、どこかの許可が要るのではありませんか。
事務局長	手続き済みです。
野坂委員	どこの許可ですか。
事務局長	地域整備課です。同意などいろいろありますが、手続き済みです。
野坂委員	保健所の許可は要りませんか。
事務局長	保健所の許可は聞いていません。同時進行で行います。
加川議長	その他に何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第8号は承認されました。
加川議長	議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしく申し上げます。第1番～9番
事務局長	議案第9号1番～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして安酸委員説明をよろしくお願

	いたします。
安酸委員	議案第9号1番につきまして、これも4月26日に、中村委員、井上委員と事務局と申請者の方と私とで現地確認をしました。 もともと申請者の方の自宅には、駐車場がありませんでした。このちょうど隣接する畑の一部を求められて、駐車場にしたいということでしたので、よろしく審議のほどお願いいたします。
加川議長	中村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
中村委員	さきほどの安酸委員の説明のとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	井上委員、何か補足説明ありますでしょうか。
井上委員	さきほど安酸委員と中村推進委員のお話があったとおりですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第9号の1番は承認されました。
加川議長	続きまして、議案第9号2番の案件につきまして、安酸委員説明をよろしくお願いいたします。
安酸委員	議案第9号2番につきまして、これも同じく4月26日に、中村委員、井上委員と事務局と申請者の方と私とで現地確認をしました。話を加えますと、今現状としまして子牛等を飼育されているスペースが大変狭く、隣接する土地に牛舎を建てたいということでしたので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	中村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
中村委員	さきほどの安酸委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	井上委員、何か補足説明ありますでしょうか。
井上委員	さきほど説明があったとおりですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
篠田委員	現地確認の日は急な都合により出席していませんが、申請者の方からは事前に話を聞いていまして、譲渡人と、息子さんである譲受人の方は別々の経営をされていましたが、数年前に経営統合されて牛舎も牛も譲受人の方に委譲されています。 そこからまた牛の頭数が増えて、なかなか管理が大変なので、牛舎を建ててきちんと管理をしたいということなので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	そういうことですが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第9号の2番は承認されました。

加川議長	続きまして、議案第9号3番の案件につきまして中曾委員説明をよろしく願いいたします。
中曾委員	議案第9号3番につきまして、4月23日に、妹尾委員、宅野委員と事務局2名と申請者の方と、業者の代表として行政書士の方と私とで現地確認をしました。 現地は松が死んで、ご覧のとおり村口のような所で、圃場整備もしてありませんし、農振農用地の該当地域でもありません。以前から売りたい話をされていましたがようやく最近になって業者が決まって、業者が宅地造成を一応契約では3区画を計画しているようです。そういう状況です。 審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	妹尾委員、何か補足説明ありますでしょうか。
妹尾委員	中曾委員の言われるとおりで、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	宅野委員、何か補足説明ありますでしょうか。
宅野委員	中曾委員のご説明のとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
畑委員	事務局にお尋ねしたいのですが、この辺はもうほとんど住宅化していますが、農振除外、構造改善でない農地であった場合は、結局そういうことで業者に売って家を建てたりするというのは可能ですか。
事務局長	農振農用地区域に指定されていない場合、白地の場合は可能です。 まだまだ問い合わせが多くきています。今どこでも宅地造成で住宅が建っていますがびっくりするような金額です。
畑委員	ということは農振地域外と今の構造改善、それと米子市などですと、都市開発計画地域とかは規制がかかっていますが、それはありますか。
事務局長	伯耆町では、それは無いです。
畑委員	そういう地域がないわけですか。わかりました。
事務局長	農業委員会で審議していただくのは、農振農用地区域に入っているかいないかがまず前提にきて、太陽光の話もそうですが、中身を見て、太陽光は国が進めている施策ですので、現状荒れているとか、荒れていないとか、利用がどうかというようなところを確認して進めさせてもらっています。 ですので、太陽光での農振農用地区域内での話も相談を受けているのがありますし、同じく坂長で農振農用地区域外のまとまった圃場整備していない農地を宅地で転用可能かという質問を受けているのもあります。
畑委員	では、可能だということですね。
事務局長	農業委員会としては、感情を込めることは出来ませんので、法的に照らし合わせて可能か可能でないかということでさせていただいています。
畑委員	わかりました。
福島委員	さっき事務局の方から説明がありましたが、農振地域なら許可が下りるとか下りないとかという話に、今、私どもの集落に風力発電の申請が入っています。道路を作るのに構造改善した農地がちょっとかかるとかかからないかという話もちよっと出ています。 構造改善した田に道路を作るためには、許可が下りますか、下りませんか。

事務局長	多分下りると思いますが、時間がかかります。県と協議することになりますから、いわゆる転用として許可いただける内容かどうかということで、再生可能エネルギーの施設を建てるにあたって、その作業道ということで、そういったものに転用されるということですね。場所にもよると思いますが、それは多分隅の方に建てるということですか。上の方の山の中の田ですか。
福島委員	そうです。
事務局長	ぱっと見た感じは問題なさそうですが、中山間の直接支払交付金は、以前大山町が海岸べり等に何棟か建っていますが、あれは補助金の返還をさせられています。事由にはなりませんので、過去にさかのぼっての返還だったと思います。今は少し内容が変わっていますので、詳しく説明出来ませんが、もしご心配なら早めに担当職員の方に相談された方がいいと思います。でも風力発電はそれくらいの金額なら出すのではないですか。
福島委員	まだ話がそこまではいっていません。
事務局長	ですから慎重に話をされた方がいいと思います。
福島委員	それは産業課のさっき言われた職員さんに相談をすればいいわけですか。
事務局長	中山間の交付金担当の職員に相談して下さい。即答は出来ないと思いますので、県とかそういう上位団体に相談して、そういうのがどういう返還の対象になるのか、要は協定違反でさかのぼって返還をしないといけなくなるのか、そういったことを調べたいと思います。今聞いた話を調べて、また連絡します。
福島委員	余分な話をしますが、地主の方にはお金がおきるような話がありますが、周りには全然話が進んでいません。地主の方が賛成したからといっても、周りの集落が賛成しなかったら通らないと思うのですが。
事務局長	それは何ともいえない話です。ちなみに船越集落は、その件には一切協力しないということになっています。作業道を作るという話はありませんが、一切協力しません。道路を作ると土砂災害を引き起こすので、止めましょうということになりました。
加川議長	その他に何か皆様の方から質問等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第9号の3番は承認されました。
加川議長	議案第10号 農業振興地域整備計画の変更（農用地域編入）に係る意見について、事務局より説明をよろしく申し上げます。
事務局長	議案第10号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、10号の案件につきまして安酸委員説明をよろしくお願いたします。
安酸委員	議案第10号につきまして、4月26日に、中村委員と事務局と申請者の代表の方と私とで現地確認をして、話をさせていただきました。何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	中村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
中村委員	さきほどの安酸委員の言われるとおりですので、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
畑委員	この農振農用地の見直しというのは、何年で行われますか。
事務局長	農振農用地の見直しは、大体5年に1度となっていますが、本町では10年に1度というようにしています。その際に、大きく見直すのですが、見直した直後は、こういうのがなかなか出来にくいです。それまでに必ず集落ごとにご意見を聞いて、外したらいいとか、もちろん圃場整備の田は有無を言わず外せませんが、家の周りなどは聞いてみます。圃場整備していなくて、農振農用地の中に入れていなかったのですが、今回中山間の交付金で出来ますので、面積も確定していなかったのですが、地籍で確定出来ましたので、それで入れるということです。
畑委員	では伯耆町は、10年ということで、認識しておけばいいですね。
事務局長	あと4年後くらいに見直しをします。それまでに、農業委員さん、農地最適化委員さんにもご協力いただくことが出てくると思います。
加川議長	よろしいですか、畑委員さん。
畑委員	はい、わかりました。
加川議長	その他に何か皆様の方から質問等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第10号は承認されました。
加川議長	議案第11号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）に係る意見について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第11号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、11号の案件につきまして、野坂委員説明をよろしくお願ひいたします。
野坂委員	議案第11号につきまして、4月27日に、加川委員、山下委員と事務局と申請者の方と私とで現地確認をしました。 家が公共工事に係るそうで、茶色の赤瓦の家が、現在の申請者の方の家です。ここを宅地にして、家も建てるということです。審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	山下委員、何か補足説明ありますでしょうか。
山下委員	野坂委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
事務局長	詳しい説明をいたします。図面の一番最後を見ていただきたいと思います。青い四角が今度除外をする農地で、その上に赤茶色の屋根の母屋と、離れといいますか、作業小屋が建っていますが、これが申請者の方の現在の居住地ということで、それをそのまま右斜め下にずらしてもらった感じでできます。それで残った面積は国交省が河川改修に使うということで、国交省の河川改修と申請者の方の宅地しか、この青く囲った面積、ここは上下に細い農地があって、3筆ありますが、これにしか使われないということで、残った面積はありません。今回1,334.08㎡となりますが、今の申請者の方の宅地が1,224㎡で、同等の面積でもいいのではないかという話も農振除外段階ではあったのですが、地元改良区の方も110.08平方メートルを農地で残してもらっても非常に困ることがありましたので、申請者の方の面積として宅地で1,334㎡、残

	りを国交省が使われるという内容になっています。
中曾委員	この国交省の工事というのは、具体的にわかりませんか、拡幅ですか。
事務局長	河川の拡幅と聞いています。
中曾委員	堤防の拡幅ですか。
事務局長	その後ろ側に清山川が流れ込んで来ていますが、日野川に流れ込む所も構われるということです。日野川が増水したら、清山川を飲み込まないそうです。以前に岡山県の方で、高梁川が増水した時に真備川の水を飲みこまなくてずっと押されて、川がいっぱいになって、堤防を崩して大きな災害になった事例があります。そのことがあって、毎年清山川はきれいにされています。そういうことにならないように、ちょっと川幅を拡げて水が流出しやすいようにとか、そういうのも含めて改修されるそうです。
中曾委員	これにはどこまで行うのかという線は書いてないですか。
事務局長	そこまでの図面はないです。町としては、土地があくまでも家をどういうふうに移動するかということなので、そこまではぎりぎり河川は来ないと思います。そうすると、申請者の方も当然嫌がられると思います。家の真裏が日野川というのは。ですから今の家と今ある堤防と同じような状況がここに移動しても出来るのではないかと、申請者の方が住んでおられる所は、もう河川区域内に入ってくるということです。 ここを見てもらったらわかりますが、申請者の方の下側で右側にぐっと曲がってきたりしていますが、ここが曲がらずに斜めにもう少しスムーズに、河川区域で拡がっていくということになるのではないのでしょうか。
中曾委員	ここの日野川に、五千石井手の堰があって、取水栓があります。この関係とかはわからないですか。
事務局長	それはわかりません。
野坂委員	清山川からいざという時に水を取る所です。非常用を取るようになっていきますから、普段は何十年と使っていません。堤防がああまで係るはずですよ。
事務局長	とりあえず、そこは国交省が工事をする設計書の中で、各管理者がされていますので、今回は、あくまでも申請者の方の土地の移転に関する案件ですので、これの審議をまずお願い出来たらと思います。
加川議長	何かこの土地の事につきまして、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第11号は承認されました。
加川議長	議案第12号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第12号 農用地利用集積計画の案件、朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	その他に何か、皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第12号は承認されました。
加川議長	続いて、議案第13号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局より説明を

	お願いします。
事務局長	議案第13号についてですが、中間管理機構の事業です。議案第13号朗読 今回1件目が農事組合法人伯耆の郷に関する案件ですので、加川会長にはご退席いた だいて、亀山職務代理の議長でお願いしたいと思います。説明を先にいたします。 議案第13号-1 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用配分計画に関する案件、朗読 議案第13号-2 その他の者による農用地利用配分計画に関する案件、朗読 最初に加川会長の案件を審議したいと思いますので、加川会長ご退出をお願いいたしま す。
加川会長	議長を交代します。
亀山議長代理	加川会長、退席をお願いいたします。
加川会長	退席
亀山職務代理	8～36番、42～45番の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
宅野委員	伯耆町大原となっていますが、どの辺りのことですか。
事務局長	農地の所在のことですか。
宅野委員	はい、そうです。
事務局長	大原集落、大原千町の今県道になりましたが、それをまっすぐ上がって行って、集落の 所にある赤点滅の信号の交差点から200～300m下がった所の記念碑の交差点よ り上で集落より下の右側です。連担してしまして、小西委員さんが主で調整していただ いて、地元の方から家族の体調が思わしくないで誰か耕作していただける方がいない だろうかというご相談を受けられました。事務局と調整しながら、借り手の方に現地を 確認していただいたら、ぜひお借りしたいということで、貸し手の方も借り手の方の経 営内容で良いということの確認をしてここまで至っています。
宅野委員	ありがとうございました。
小西委員	この契約は3年4ヶ月となっていますが、2年4ヶ月のことでしょうか。 3年間ということで、聞いていましたが。
事務局長	10月まで耕作したいということで、2年4ヶ月だと2年しか取れませんから。
亀山職務代理	他に質問がなければ1件目の採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手お願いしま す。
亀山職務代理	全員賛成、議案第13号-1、資料番号8～36番、42～45番は承認されました。
亀山職務代理	議長を交代します。
事務局長	その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用配分計画（案）に関する案件の審議 をいたします。
加川議長	2件目のその他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。8～36番、42～45番以外の案件につ きまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、2件目の議案第13号-2は承認されました。
加川議長	以上で、議案第13号は全て承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。

6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	<p>本日は皆様にご出席いただいています。</p> <p>先月にご説明いたしました令和4年度の最適化活動の目標の設定について、お話をさせていただき予定にしておりましたが、県の農業会議、また鳥取県の方からいろいろ話がありまして、全国の最適化活動について4月ではとても内容が把握出来なかったのですが、各市町村が一緒になって研修会をして、どういう内容で進めるかということが先月末にありました。とても申し訳ないのですが、南部町以外は5月の議案にもかけていません。6月の議案にかけますので、議案になるか、その他になるかはわかりませんが、6月の定例会でかけますので、6月についても全員出席でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>その件についてですが、黄色い活動日誌の『活動項目の一覧』というのがあると思えます。これにつきまして、先月説明が若干足りませんでしたので、説明させていただきます。前回説明しました、目標を7にして活動を8日以上お願いしたいと説明しましたが、その目標の8日以上というのは、この黒い枠で囲った中の内容でないとだめだということです。縦に最適化活動と書いてありますので、8日間この中の内容で、遊休農地がないか、トラックで田んぼを見てまわったとかそういうようなことで、8日以上書いていただきたいという点が追加説明になります。</p> <p>例えば今日の議案の中の農地の売買について、農地を集積した件について、担い手の農地の集積集約化ということで、『総会に出席し、意見陳述』とありますので、農業委員さんはだめですが、最適化推進委員の各委員さんのみですが、『〇〇さんが言われたとおりです。』と述べられたことを書いておいていただければ、それで1つになると思えます。2の④総会に出席してということがあります。前は総会に出席したのも1日として書いておいて下さいと言いましたが、書かれてもいいのですが、8日の内数にはならないということです。この黒枠の1番上に書いてありますが、『法令による農業委員の権限事項について①総会』とありますが、これは該当にならないということです。</p> <p>今月以降、活動日を増やしていただいて4月の分を挽回していただきますようお願いいたします。また新しい情報が入りましたら、6月に報告します。1年間かけて、全体調整しないといけないということになります。</p>
畑委員	ということは、現地確認も①番になるから、だめだということですね。
事務局長	<p>そうですね、農業委員会の現地確認はだめです。</p> <p>そうではなくて、遊休農地とかはもちろん対象になります。</p>
畑委員	①番～⑤番までありますが、④番の『農地情報収集』というのは、どうなりますか。
事務局長	これも左側にあるように、農業委員会の権限の中でやることですので、3条申請・4条申請・5条申請だとか、そういう議案に係わるものがだめだということだと思います。
畑委員	農地情報というのは、②の担い手の集積・集約化になるのではないですか。
事務局長	それはまた別です。利用権設定の関係は別ということです。
事務局長	ややこしいですが、書いておいて下さい。こちらが解釈してまとめます。
畑委員	二部地区活性協議会は、農業のあて職で入っていますが、そちらの活動はこれに書いてはいけませんか。
事務局長	農業委員の活動にはなりません。二部地区活性協議会の活動になります。

<p>事務局長</p>	<p>それを二部地区活性協議会の活動ではなくて、農業委員として、地域の特産品の調査をしたとかいうように書いて下さい。活動の内容を具体的に書いて下さい。</p> <p>来月に改めてこの活動計画は説明しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それと農業事故防止に関するお願いです。町内で事故がありました。首の骨が折れて、入院された方がおられます。運搬車で中山間地を走行する際に、アクセルが効かなくなって、後方に下がって制御できずに田のケタから落ちられたとのこと。最悪の状況ではなくなったということですが、地域の農業委員さん、地域でいろいろ活動される時にそういった注意喚起をするようにしていただきたいと思います。</p> <p>鳥取県の農作業事故防止・農作業の盗難防止の協議会に今年から入るようになりました。今までほとんどの市町村が入っていませんでした。わずかな市町村しか入ってなかったのですが、今年から全市町村が入るようになって、会員として活動もします。農業委員さんも当然地域の農業者の代表として、出ているということもありますので、そういった機械での事故が無いように広報等皆様への声掛けをお願いしたいと思います。</p> <p>それと服装の件ですが、来月から軽装でお願いしたいと思います。ノーネクタイ、上着なしということで、ただ農業委員としての身なりで来ていただきたいと思います。</p>
<p>加川議長</p>	<p>これで本日の議案等すべて終了しました。皆様方から何かありますか。</p>
<p>加川議長</p>	<p>他にないようですので、次回の定例会は、6月10日金曜日、午前9時30分から岸本公民館2階の大会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>加川議長</p>	<p>以上をもちまして、第2回の農業委員会定例会を終了いたします。</p>
<p></p>	<p></p>
<p>7 閉会</p>	<p>午前10時36分</p>
<p></p>	<p></p>

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

3番 中野和好

4番 畑嘉夫